

河南町消費生活だより

令和3年5月発行 第41号



「河南町の相談傾向」について

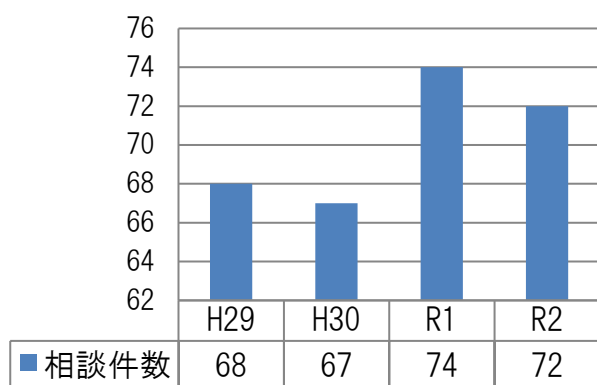
5月は消費者月間です。消費者であるみなさん一人ひとりが「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「“消費”で築く新しい日常」が消費者庁より発表されました。

そこで、第41号では、「河南町の相談傾向」について考えてみましょう。みなさん自身も万が一に備えて、日頃から情報を収集し、かしこい消費者をめざしましょう！



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

河南町の相談件数



令和2年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は72件で、前年度に比べ少し減少しています。



相談内容については、「無料だと思って『18歳以上』をクリックしたら、いきなり会員登録され、料金請求画面になった」など架空請求に関する相談や、「隣で屋根工事をしている業者から、『家の屋根がはがれている。火災保険を使って負担なく修理ができる』と言われ契約したが、解約したい」など、修理代金に関する相談が上位を占めています。

また、「契約したけれど解約したい」、「思っていた商品、契約内容と違ったので解約したい」など、「解約」に関する相談が最も多く寄せられています。

原則、一度契約が成立すると、一方的に契約を取り消すことができません。契約を結んでから「しまった！」と後悔することがないように、契約する前に契約内容や条件、解約要件を必ず確認しましょう。





18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ①

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない18歳、19歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ1回目では、「成年になって出来ること・出来ないこと」について一緒に考えてみましょう。



18歳になったら出来ること

- ▶ 親の同意がなくても契約ができる
(クレジットカードを作る、ローンを組む…)
- ▶ 10年有効のパスポートが取得できる
- ▶ 男女とも、結婚可能年齢が18歳になる

など

20歳までは出来ないこと

- ▶ お酒を飲む
- ▶ タバコを吸う
- ▶ 競馬や競輪などのギャンブルを行う

など



親の同意がなくても自分の意思で契約することができるようになる一方で、その契約についての責任も自分で負うことになり、注意が必要です。

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者が、消費者トラブルに巻き込まれるケースが懸念されます。

消費者トラブルは日々変化し、その手口は巧妙化、多様化しています。そのような悪質商法による被害を防ぐために、私たち消費者自身がテレビや新聞、国民生活センターのホームページなどを参考に、最新の手口や被害情報を知ることが必要です。

また、訪問販売など不意打ち的な販売方法に対しては、「訪問勧誘お断りステッカー」の活用も有効です。農林商工観光課では、「訪問勧誘お断りステッカー」を配付していますので、必要な方は、ぜひ立ち寄って下さい。



相談窓口

富田林市消費生活センター
☎0721-25-1000
午前9～12時・午後1～4時

発行・問い合わせ先

河南町役場
まち創造部 農林商工観光課
☎0721-93-2500